

プラスチック資源循環の促進について

(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行)

**MAKE
TOYAMA
STYLE**
BEYOND CORONA, WITH US



プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が2022年4月1日からスタート!

令和4年6月12日

富山県生活環境文化政策課
廃棄物対策班

本日お話する内容

- 1 **どんな法律？なぜできた？
プラスチック資源循環法について**
- 2 **私たちの生活にも関係あるの？
法に基づく具体的な措置について**
- 3 **その他**

廃棄物・リサイクルに関する法体系

年代	法律(施行)	内容、社会情勢など
1954 1960年代 1971 1980年代 1991	清掃法 廃棄物処理法 再生資源利用促進法	環境衛生対策として廃棄物処理 高度成長に伴う廃棄物の増大、公害発生 環境保全対策としての廃棄物処理 廃棄物処理施設整備の推進 法律に基づくリサイクルの促進 最終処分場のひっ迫
2000 2001	容器包装リサイクル法 循環型社会形成推進基本法 資源有効利用促進法 家電リサイクル法 食品リサイクル法 グリーン購入法	リデュース、リユースの優先 3Rの取組みを総合的に推進 } 各種リサイクル法の整備
2002 2005 2013 2019 2021	建設リサイクル法 自動車リサイクル法 小型家電リサイクル法 食品ロス削減推進法 プラスチック資源循環法	建設廃材の不法投棄への対応 シュレッダーダストの適正処理 レアメタル等の確保、都市鉱山の活用 SDGsへの対応、国・自治体の役割 プラスチックの一括回収、再商品化等

廃棄物・リサイクルに関する法体系

環境基本法

H6.8完全施行

環境基本計画

H24.4 全面改正公表

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法)

H13.1 完全施行

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画:国の他の計画の基本

H.15・3 公表
H.30・6 全面改正

< 廃棄物の適正処理 >

廃棄物処理法

H.29・6
一部改正

- ①廃棄物の発生抑制
- ②廃棄物の適正処理(リサイクルを含む)
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定 等

< 再生利用の推進 >

資源有効利用促進法

H13.4
全面改正施行

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③分別回収のための表示
- ④副産物の有効利用の促進

リデュース
リサイクル → リユース
リサイクル
(1R) (3R)

〔 素材に着目した包括的な法制度 〕

プラスチック資源循環法

R3.6 公布

〔 個別物品の特性に応じた規制 〕

容器包装 リサイクル法



H12.4
完全施行
H18.6
一部改正

〔 びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等 〕

家電 リサイクル法



H13.4
完全施行

〔 エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機 〕

食品 リサイクル法



H13.5
完全施行
H19.6
一部改正

〔 食品残さ 〕

建設 リサイクル法



H14.5
完全施行

〔 木材、コンクリート、アスファルト 〕

自動車 リサイクル法



H17.1
本格施行

〔 自動車 〕

小型家電 リサイクル法



H25.4
施行

〔 小型電子機器等 〕

グリーン購入法(国が率先して再生品などの調達を推進)

H13.4 完全施行

※この他、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」がある。
(H30.6公布 未施行)

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

プラスチックに係る資源循環の 促進等に関する法律

多様な物品に利用されている**プラスチック**という素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組(**3R+Renewable**)を促進するための措置を講じる。

⇒ 再生可能資源への代替

令和3年6月4日に成立



令和4年4月1日に施行

プラスチック資源循環法

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換

プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

②販売・提供段階



使い捨てプラスチックをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラスチックの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラスチックをあまねく回収・リサイクル

あらゆるプラスチックの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

- ・ プラスチック使用製品廃棄物を**分別して排出**するよう努めなければならない。
- ・ プラスチック使用製品をなるべく**長期間使用**すること、プラスチック使用製品の**過剰な使用を抑制**すること等のプラスチック使用製品の**使用の合理化**により、プラスチック使用製品廃棄物の**排出を抑制**するとともに、使用済プラスチック使用製品等の**再資源化等**により得られた物又はこれを使用したものを使用するよう努めなければならない。

○ 消費者、事業者、行政に対する5つの措置

プラスチックのライフサイクル全体で資源循環を促進

① 設計・製造

措置1：プラスチック使用製品設計指針

② 販売・提供

措置2：使用の合理化

③ 排出・回収・リサイクル

措置3：市区町村の分別収集・再商品化

措置4：製造・販売事業者等による自主回収

措置5：排出事業者の排出抑制・再資源化

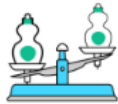
措置1 プラスチック使用製品設計指針

プラスチック使用製品の設計事業者及び製造事業者(その設計を行う者に限る)は、プラスチック使用製品設計指針に基づいて、プラスチック使用製品の設計を行うよう努めなければならない。

【構造について】

①減量化

- ・できるだけ使用する材料を少なくすること。



③長期使用化・長寿命化

- ・製品全体の耐久性を高めること。
- ・繰返し使用に耐えるものとする。
- ・部品を容易に交換できる構造とすること。
- ・容易に修理することができるようにすること。



⑤単一素材化等

- ・製品全体又は部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること。



⑦収集・運搬の容易化

- ・可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造とすること。



②包装の簡素化

- ・過剰な包装を抑制すること。



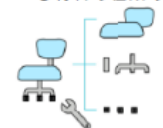
④再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用

- ・再使用が容易な部品を使用すること。
- ・部品の再使用をすること。



⑥分解・分別の容易化

- ・部品ごとに容易に分解・分別できるようにすること(リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい)。
- ・部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるようにすること。
- ・使用されている材料の種類の表示を行うこと。



⑧破砕・焼却の容易化

- ・再使用又は再生利用が難しい部品等については、破砕や焼却の容易化に配慮すること。



【材料について】

①プラスチック以外の素材への代替

- ・プラスチック以外の素材に代替すること。



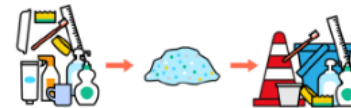
②再生利用が容易な材料の使用

- ・再生利用が容易な材料を使用すること。
- ・材料の種類を減らすこと。
- ・再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けること。



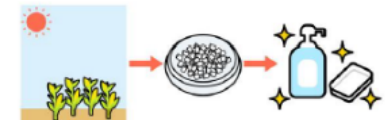
③再生プラスチックの利用

- ・再生プラスチックを利用すること。



④バイオプラスチックの利用

- ・「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、
- ・バイオマスプラスチックを利用すること。
- ・生分解性プラスチックを利用すること。



設計指針に則したプラスチック使用製品の設計のうち、特に優れた設計を主務大臣が認定！

認定製品については、国が

●グリーン購入法上の配慮

●製品情報の公表

を行うことにより需要促進が図られる

「措置1」に関して協力・周知いただきたいこと

今後、**環境にやさしいプラスチック製品**(プラスチックの減量化、包装の簡素化、解体・分別の容易化、プラスチック以外の素材への代替)が増えていきます。



付け替えボトル
(リデュース)



解体・分解しやすい
(リサイクル)



100%リサイクル素材
(リニューアブル)



環境にやさしいプラスチック製品の優先的な購入・使用にご理解・ご協力をお願いします。

商品のマークに注目ください！



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局



一般社団法人 日本有機資源協会

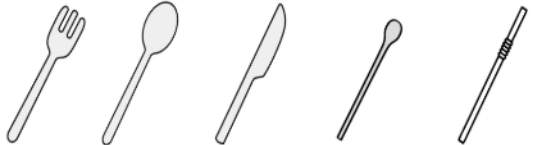
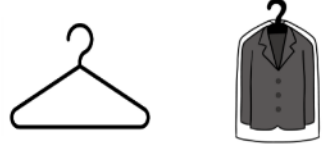


JBPA

日本バイオプラスチック協会
Japan BioPlastics Association

措置2 使用の合理化

特定プラスチック使用製品提供事業者(下表の対象業種)は、特定プラスチック使用製品(下表の対象製品)の使用の合理化のための取組みを行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するものとする。

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	各種商品小売業、飲食料品小売業、 宿泊業、飲食店、 持ち帰り・配達飲食サービス業
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	宿泊業
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	各種商品小売業、洗濯業

○提供方法の工夫

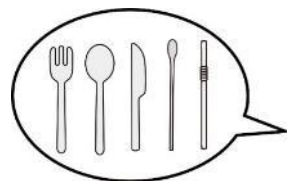
- ・ 有償で提供
- ・ 商品を使用しないかわりに景品等を提供
(ポイント還元等)
- ・ 提供の際に消費者の意思を確認

○提供する製品の工夫

- ・ 薄肉化や軽量化など工夫された製品を提供
- ・ 商品又はサービスに応じて適切な寸法の製品を提供
- ・ 繰り返し使用が可能な製品を提供

「措置2」に関して協力・周知いただきたいこと

今後、**特定プラスチック使用製品**(ワンウェイプラスチック)の
使用の合理化に取り組む事業者(店舗、宿泊施設など)が増
えています。



**製品を必要としない場合は、提供を辞退するなど
事業者の取組みにご理解ご協力をお願いします。**

措置3 市区町村の分別収集・再商品化

市区町村は、その区域内において、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

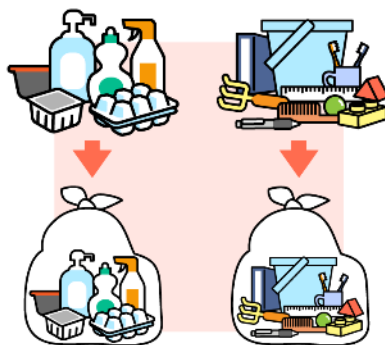
○ これまでは  が付いたプラスチック容器包装のみ分別収集・再商品化を実施



○ これからは、そのほかのおもちゃ、バケツなどのプラスチック製品も分別収集・再商品化したい



容器包装を含むプラスチック製品を一括回収する例



容器包装とプラスチック製品を別々に回収する例

2021年11月～12月はプラスチック製品とプラスチック製容器包装を
同じ袋に入れてプラスチック製容器包装の集積場に出してください

プラスチック製品

プラスチック製の文具類や台所用品などの製品そのもの。通常は普通ごみで出します。

文房具・おもちゃ等 収納用品等 屋外用品 風呂・洗面用具 台所用品

これからはリサイクルへ！

+

プラスチック製容器包装

生鮮食品のトレイ、お菓子の袋、カップ等の容器、シャンプーボトル等
プラスチック素材でできた商品を包むための容器や包装のことです。

生鮮食品 カップ シャンプー ポテト ラーメン 洗剤 歯磨き粉

プラスチック製品等にもリサイクルしています！

※2022年1月からは通常の「プラスチック製容器包装」のみの分別収集に戻りますので、ご注意ください。

次のものは入れないでください！

こうしたプラスチック製品は左図の実証試験の対象外です。入れないようにご協力をお願いします。

重量が50cm以上のもの

50cm

刃物や注射針など
鋭利なもの

電気や電池で動くもの

リチウムイオンバッテリー
使い切っていないライター
発火の危険性があるもの

廃棄時の
火災事故の源に！

実証試験終了後に簡単なアンケートを行います。ご協力をお願いします。

問合せ先 川崎市環境局資源物対策担当 TEL 044-200-3721 FAX 044-200-3923
メール 30haise@city.kawasaki.jp

川崎市 KAWASAKI CITY

「措置3」によりごみの出し方が変わる？①

富山市「家庭ごみと資源物の分け方・出し方」から

資源物(リサイクルするもの)

※容器包装とは…中身の商品を使った!

空き缶

【月2回の収集】

飲食用の缶

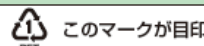
空きびん

【月2回の収集】

飲食用・化粧品のびん

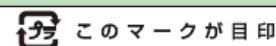
ペットボトル

【地域により出し方が異なります】



プラスチック製容器包装※

【月4回の収集】



軽く水洗いをして、さっと水切り

燃やせるごみ 【週2回の収集】

指定ごみ袋が半透明の破れにくい袋に入れて口をしっかりとしばって出してください。

・台所ごみ

生ごみは水切りをしっかりと

食用油

地区センター・行政サービスセンターなどで回収しています。→燃料にリサイクル

・ゴム製品 ・皮革製品

・紙おむつ(汚物を取り除く)

・使い捨てカイロ

・保冷剤

容器包装以外のプラスチック製品

・歯ブラシ ・ポリバケツ ・ビデオテープ

・おもちゃ ・プランター ・CD ・DVD

・プラスチックケース など

ポリバケツやプラスチックケースなどごみ集積場の標品と区別がつかないものには「燃やせる」と書いた紙を貼ってください。

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

スプレー、ドリンク剤、調味料びんなど、化粧品のびん

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

清涼飲料水、しょう油、お酒、みりんの容器 など

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

プラスチック・ポリビニールでできた容器と包装

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

梱包・包装材
家電製品の発泡スチロール、緩衝用シート など

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

ボトル

洗剤、シャンプー、食用油 など

ポンプ部分は燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

カップ

カップ麺やプリンなどの容器 など

紙のふたは燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

燃やせるごみ

トレイ・バック

卵パック、食品トレイ など

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

ポリ袋・ラップ類

トレイのラップ、菓子箱のフィルム状の包み など

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

燃やせないごみ

16

「措置3」に関して協力・周知いただきたいこと①

現在、各市町村において、プラスチックごみの一括回収・再商品化の方針・具体的方法を検討中であり、今後、**プラスチックごみの出し方が変わる**可能性があります。



- ➡
- ・プラスチックごみの新しい出し方の周知
 - ・分別排出の徹底

にご理解・ご協力をお願いします。

プラスチックごみはどれだけ再商品化されているのか…

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ウェブサイトから (容器包装プラスチック等の行方)



プラスチック
製容器包装

材料
リサイクル



パレット



再生樹脂



日用雑貨・その他

「措置3」に関して協力・周知いただきたいこと②

➡ プラスチックごみであっても、汚れたものや危険なものは絶対に出さないようにお願いします。

(これらは燃えるごみや燃えないごみへ)



分別排出ルールは、お住まいの自治体にお問い合わせください
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

- ① プラスチック資源循環法は、海洋プラスチックごみ対策、**気候変動対策※**、諸外国の廃棄物輸入規制対策等を契機とし、設計・製造から使用、廃棄に至るまで、あらゆる主体によるプラスチックの資源循環の取組みを促進するための措置を講じるもの。

プラスチックごみ焼却量の削減によりCO₂排出量抑制

- ② 私たちの生活に直接関係する措置は3つ。
- ・ プラスチック使用製品設計指針（環境にやさしい商品の選択を）
 - ・ 使用の合理化（ワンウェイプラスチックの使用削減に理解・協力を）
 - ・ 市区町村の分別収集・再商品化
- （ごみの出し方の変更に理解・協力を、適切な分別排出の徹底を）

特設ウェブサイトのご案内

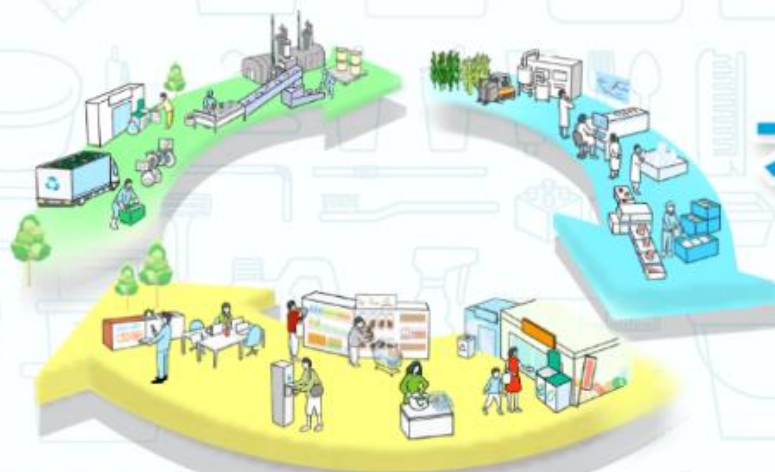
circulation of plastic resources

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ

プラスチック資源循環

プラスチック資源循環

検索



プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が2022年4月1日からスタート!

プラスチックに係る
資源循環の促進等
に関する法律

認定申請

支援措置

広報ツール

よくある
ご質問・資料等

環境省サステナビリティ広報大使が
プラスチック資源循環の新法をPR
します!!

PR動画
公開中!!



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

手引き等
の
ご案内

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

制度説明動画の
ご案内



プラスチック資源利用可能性調査(R3)

産廃 …廃プラを多く排出する事業者にアンケート等で調査

調査内容：排出する廃プラの材質（PE、PP、PETなど）、
性状、量、排出の頻度、リサイクルの阻害要因など

一廃 …容器包装やその他の廃プラについて市町村に調査



廃プラ再商品化の実証実験、課題整理

- ・ 県内排出の廃プラで**プラスチック製品を試作**

⇒ 焼却・埋立処分、RPFなど燃料化されているもの

- ・ 製品の性能、原料（廃プラ）の必要調達量・コストなど、実用化に向けた課題を整理

県の実施体制のご紹介②

プラスチックトレイ削減の実施体制(R年度～)

削減・転換のイメージ



プラスチックトレイ

削減

ノートレイ



ばら売り



ラップ



袋

転換

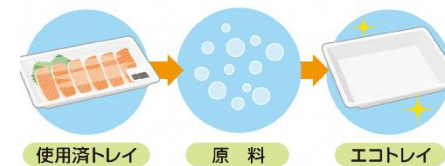
エコトレイ



バイオマスプラトレイ 紙トレイ

出典: (株)朝日化成HP

(<http://www.kk-asahi-kasei.co.jp/>)



リサイクルトレイ

R 元年度 ～実態把握～

小売店の食品トレイの使用実態や削減の課題を把握するとともに、トレイ削減に関する店頭調査を実施

R 2 年度 ～比較販売～

県内のスーパー3店舗においてノートレイ・エコトレイ商品と従来のプラスチックトレイ商品との比較販売を行うモデル事業を実施

R 3 年度 ～普及啓発～

ノートレイやエコトレイへの転換をとやまエコ・ストアの重点項目として位置付け、消費者向けの周知啓発事業や事業者向けの勉強会等を開催

県のご紹介②

プラスチックトレイ削減・転換方法あれこれ

【削減(ノートレイ)】



ばら売り



ばら売り(ラップ)、袋売り(プラ)



袋売り(紙)



真空パック包装

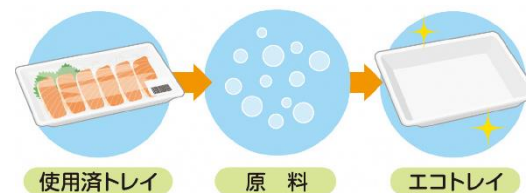
【転換(エコトレイ)】



バイオマスプラスチック製トレイ



紙製トレイ



リサイクルトレイ

県の取組みのご紹介③

富山県環境基本計画について(令和4年3月改定)

● 計画期間

令和 4～12 (2030) 年度

● 計画の目標

水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会

● 重点施策

1 地域資源を活用したカーボンニュートラルの実現

目指す姿

地域課題の解決、地域の魅力と質の向上にもつなげる脱炭素社会への移行等に向けた取組み

県民生活の質の向上や産業経済活動の活性化

2 エコライフの実践拡大と快適で恵み豊かな環境の実現

食品ロスやレジ袋、エシカル消費など地域資源の循環利用や県民協働の環境保全活動の推進に関する取組み

エコライフの定着や快適で安らぎのある生活環境や豊かで美しい自然環境の保全

3 環境資源を活かした持続可能な地域の実現

世界に誇れる雄大な「立山黒部」や「世界で最も美しい富山湾」など、美しい山と海、豊かな水の恵みを「環境資源」として活かす取組み

関係人口の増加や観光などによる持続可能な地域

○人の健康の保護及び生活環境の保全（大気、水質、土壌） ○自然環境の保全（動物、植物、生態系）
○資源循環（廃棄物、水循環） ○地球環境の保全（気候変動、オゾン層保護、海洋ごみ）
○快適な環境づくり（水・緑・景観、歴史的文化環境）



富山県環境基本計画(第4次)【概要】

◆第1章 総論

1. 計画策定の背景

現在の環境基本計画は、平成24年3月に改定しましたが、本県の特徴や新たな課題を踏まえながら、環日本海地域の環境・エネルギー先端県づくりに向けて、新しい計画を策定するものです。

2. 計画の位置付け

県総合計画の部門別計画として位置付けられるものです。

また、環境基本条例第11条の規定に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込み策定します。

3. 計画の期間

令和4年度から概ね10年後の令和12年度までとします。

4. 対象地域

富山県全域及びその沿岸海域

5. 計画の対象項目

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、地下水障害)
- (2) 自然環境の保全(地形・地質、植物、動物)
- (3) 資源循環(廃棄物、水循環)
- (4) 地球環境の保全(地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋ごみ等)
- (5) 快適な環境づくり(身近な水や緑、すぐれた景観、歴史的文化的環境、清掃美化活動)

◆第2章 計画の目標

「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング(真の幸せ)が向上した社会」

◆第3章 施策の展開

分野ごとの施策

第1節 脱炭素社会づくりの推進

- 1 温室効果ガス排出削減に向けた対策(緩和策)の推進
省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の推進、脱炭素型地域づくりの推進等
- 2 気候変動による影響の回避・軽減(適応策)の推進
気候変動影響や適応に関する情報の収集、提供及び調査研究、各分野(農林水産業、水環境・水資源、県民生活等)での適応策の推進
- 3 県の率先行動(新県庁エコプランの推進)
環境に配慮したオフィス活動、環境に配慮した物品等の調達

第3節 自然環境の保全

- 1 自然保護思想の普及・啓発
ナチュラリストの養成、ナチュラリストによる普及啓発
- 2 自然とのふれあい創出
場と機会の確保、景観づくり、歴史的文化的環境の活用
- 3 自然環境保全活動の推進
開発事業の指導や美化活動の展開等
- 4 生物多様性の確保
希少な野生生物の保護や外来生物の適切な管理等
- 5 人と野生鳥獣との共生
保護管理や被害を受けにくい地域づくりの推進

第4節 生活環境の保全

- 1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止
大気、水質等に関するモニタリングや保全対策の推進
- 2 環境改善対策等の推進
水質汚濁事故、土壌・地下水汚染、化学物質等の対策
- 3 県土美化活動の推進
幅広い地域での清掃美化活動の呼びかけ、意識の醸成
- 4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進
使い捨てプラスチック製品の使用削減等発生抑制の推進
- 5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信
イタイイタイ病資料館を核とした取組みの推進

第5節 水資源の保全と活用

- 1 水源の保全と涵養
地下水の保全と健全な森林の整備・保全
- 2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用
中小河川や農業用水等を利用した小水力発電の整備等
- 3 水環境の保全
水辺の整備や清掃・美化活動、水環境づくりの推進
- 4 水を活かした文化・産業の発展
水文化の継承や産業の振興、水環境学習の推進等

分野横断的な施策

第6節 各分野に共通する施策の推進

- 1 環境影響評価や開発行為における環境配慮
大規模開発による環境への影響の未然防止
- 2 技術開発と調査研究の推進
環境・エネルギーに関する技術開発や調査研究の推進
- 3 環境教育の推進及び体験の機会の提供(人づくり)
幅広い世代が参画する環境教育の促進、人材育成
- 4 各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大(仕組みづくり)
様々な活動主体の連携協力の推進、エコライフの実践を促進する県民総参加での運動の展開
- 5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進(地域づくり)
地域資源を活用した自立・分散型の社会づくり
- 6 環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進
海洋環境保全や越境大気汚染対策、国際環境協力の推進
- 7 環境情報の積極的な提供
環境に関する情報提供の充実、県民参加の促進

◆第4章 重点施策

本計画では、「特に対応を急がなければならない施策」、「本県の特徴を活かした富山らしさを発揮する施策」、「新たな課題に対応した施策」として重点的に進める施策を「重点施策」として位置付けます。次の3つの重点施策の推進を通してウェルビーイング(真の幸せ)の向上を目指します。

1. 地域資源を活用したカーボンニュートラルの実現

地域課題の解決、地域の魅力と質の向上にも資する脱炭素社会への移行とエネルギー需給の安定の両立が図られるとともに、県民生活の質の向上や産業経済活動の活性化が図られることを目指します。

2. エコライフの実践拡大と快適で恵み豊かな環境の実現

地域資源の循環利用や環境教育、県民協働の環境保全活動の推進により、環境に配慮したライフスタイル(エコライフ)が定着するとともに、快適で安らぎのある生活環境や豊かで美しい自然環境の保全が図られ、快適で恵み豊かな環境の確保を目指します。

3. 環境資源を活かした持続可能な地域の実現

世界に誇れる雄大な「立山黒部」や「世界で最も美しい富山湾」など、美しい山と海、豊かな水の恵みを「環境資源」として活かし、関係人口の増加や観光などによる持続可能な地域となることを目指します。

◆第5章 計画の推進

1. 県民、事業者、行政の役割とあらゆる主体の参加

県民、事業者、行政等の役割を示すとともに、具体的な取組例を提示しています。

2. 計画の推進体制

環境とやま県民会議を中心に各種取組みを推進します。
各主体(県民、事業者、NPO等)との連携を促進します。

3. 進捗管理

- (1) 可能な限り定量的な評価指標を設定しています。
- (2) 毎年、県議会に対し、環境の状況及び施策に関する報告書を提出するとともに、「環境白書」により公表します。

ご清聴ありがとうございました。



- プラスチック資源循環に関するご意見、ご質問
 - プラスチック資源循環に関する取組み情報 など
- ぜひ当課までお寄せください。**

富山県生活環境文化部環境政策課廃棄物対策班
電話:076-444-3140